

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 46 —



令和3年9月
編集・発行/
白子町農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員を皆さんに紹介します。

美味しい「ジャガイモ」をたくさんの人に

白子町北日当 牧野宏行さん（農業委員）

「ジャガイモの収穫は梅雨どきだから思い通りにいかないよ。」7月中旬の梅雨明け間近、収穫作業に汗を流す牧野さん。幼いころから家業である農業を手伝い、20歳で就農してから40年があつという間に過ぎたと言います。就農当時は両親と葉タバコの栽培をしていましたが、徐々に需要が少なくなってきたため、代わりに他の作物はないかと考え約12年前からジャガイモの栽培に取り組み、年々面積を増やしながら現在は3haを作付しています。また併せて水稻7.9haの複合経営を行っています。

平成23年には作業効率向上のために大型の専用機械「ポテト・ハーベスター」を導入し、規模拡大を図ってきました。

ジャガイモを掘り出し、コンベアーで流れてきたものを4人で選別。選別したジャガイモをコンテナに入れ出荷用の段ボールに詰めてJAに出荷しています。「現在、早植えで作業の分散を図りながら梅雨前の早期収穫を行っているが、今後は土壌改良にも取り組みたい。」と意気込みを話す。

最後に、牧野さんへ「農業の一番の魅力は何か?」と質問したところ、「収入が不安定なところ」、また、「楽しかったことは?」の質問に対し、「お金になった時」との回答でした。冗談ながらに本音?を話してくれたところに正直な人柄がうかがえた気がします。



県名 (順位)	作付面積 (ha)
北海道(1)	49,600
鹿児島(2)	4,580
長崎(3)	3,400
茨城(4)	1,610
千葉(5)	1,180

資料：野菜生産出荷統計

ポテト・ハーベスターの導入により、収穫作業の重労働が大幅に軽減

○農地の売買・賃借に関する制度について

個人や法人の方が、農地を売買又は賃借する場合には、農業委員会等の許可を受ける方法（農地法）と、町が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）があります。

① 農地法に基づく農地の売買・賃借の制度（農地法 第3条）

耕作目的で農地を売買又は賃借する場合は、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

これは、不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得できるようにするためです。

なお、所有権移転等の登記を行う際には、この許可書が必要になります。

農地法3条の主な許可基準

農地法3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ✓ 申請地を含め、所有、借受けしている農地のすべてを効率的に耕作すること
- ✓ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること
- ✓ 申請地の面積を含め、耕作面積が下限面積以上(50アール)であること
- ✓ 申請地の周辺農地の利用に影響を与えないこと
- ✓ 法人の場合、農業生産法人要件を満たすこと

② 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買・賃借の制度（農業経営基盤強化促進法 第18条）

農用地利用集積計画書を農業委員会にご提出いただく必要があります。

利用権の設定等を受ける者の主な要件

- ✓ 計画の内容が町基本構想に適合すること
- ✓ 農用地の全てを効率的に耕作すること
- ✓ 農作業に常時従事すること
- ✓ 利用権を設定する土地について権利関係者全ての同意を得ていること

計画書の提出後、総会にて審議し、町が公告することで効力が発生します。

売買を行うときは、要件を満たすかを事前に農業委員会事務局に確認してください。

【農地法と農業経営基盤強化促進法の違い】

農地法に基づき、農業委員会等の許可を受け農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。（農地法の法定更新）

農業経営基盤強化促進法に基づき、町が定める農用地利用集積計画により設定された賃借権については、農地法の法定更新の規定を適用しないこととしておりますので、賃貸借の期間が満了すれば貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえます。なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、町が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することにより再設定することができます。

農地に係る相談は、それぞれの地域の農業委員・推進委員、または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

白子町農業委員会事務局 0475(33)2115